

# 治山事業の事業体系の見直し

## 1 趣旨

現行の治山事業の予算体系は、目、目細で細分化され、予算編成や執行段階において過大な事務的負担を招くとともに、事業実行に当たり地方の実情に応じた自主的な対応が困難な状況となっている。

このような状況に対処し、地方の実情に応じた予算編成等における柔軟な対応と事務の簡素化を図るため、事業体系の簡素化を図り、予算交付を大括り化することとする。

## 2 見直しの考え方

事業体系の見直しの具体的な内容としては、次に示す事項を踏まえ、現行の事業体系の整理・統合を行う。

- (1) 現在、5つに分かれている目を可能な限り統合する（ただし、根拠法が異なる地すべり防止事業費補助と、後進地域補助率差額は従来どおり別の目とする。）。
- (2) 基本的に事業の形態、あるいは手法に着目して構成されている現行の体系を、原則として施策の目的に着目したものへ見直す。
- (3) 事業体系の見直しに当たっては、国民に分かりやすくなるよう、森林整備保全事業計画におけるアウトカム目標との関係を明確にする。

## 3 具体的な検討内容

別添のとおり

治山事業の事業体系の見直し

